

「県民の森」指定管理者募集に係る質問と回答

質問 1	<p>上限額について（山形県県民の森指定管理募集要項 第5(1)）</p> <p>令和6年度山形県一般会計予算の県民の森管理運営業務債務負担行為において、公開されている金額（210,000千円）と今回の募集要項で示された上限額（180,040千円）では金額の乖離が見られます。</p> <p>その差額について、各年度の管理運営に要する管理経費に、提示された上限額を超え何らかの形で充てられる場合があるのか、ご教示ください。充てられる場合があるときは、どのような場合かできるだけ具体的にご教示ください。</p>
回答	<p>施設の管理運営に支障が生じるような物価変動等が生じた場合において、上限額から増額措置を行うことがあります。</p> <p>なお、増額措置の実施については、物価変動等の状況より個別に判断することとなります。</p>
質問 2	<p>山形県県民の森管理経費の状況について（山形県管理運営業務仕様書別紙 2-1）</p> <p>別紙2-1を確認すると、管理経費については、令和2年度以降100万円以上の赤字となっております。令和7年度以降においても、これまでどおり今般管理業務仕様などに示された施設・設備の管理運営を行った場合、赤字となることが推定されます。にもかかわらず上限額を年間36,008千円とされた理由をご教示願います。</p>
回答	<p>上限額については、前回公募時に指定管理者から提出された積算を基に、人事委員会勧告による人件費の上昇や消費者物価指数の影響を踏まえ、現在の指定管理料から342千円増額しております。</p> <p>赤字の理由については、運営体制の見直しによる人件費の上昇など変動的な要因もあると認識しており、前回から上限額の増額の対応も行っていることから、今回の上限額としております。</p>
質問 3	<p>リスク負担について（山形県管理運営業務仕様書 I 第7）</p> <p>「物価変動」に係るリスク負担は指定管理者で負うこととされ、「施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合」には、県との協議事項とされていますが、具体的な数値や想定を含め、「大幅な物価変動」の判断基準が現にあればご教示ください。仮に現時点で数値・想定として具体的な判断基準をご教示困難な場合、指定管理者において「施設の管理運営に支障が生じる」おそれありとして協議を求めたときはこれに応じ、物価変動等に係る状況分析にご協力いただけるものと承知し</p>

	てよろしいか併せて伺います。
回答	<p>具体的な判断基準は設けておりません。</p> <p>また、協議があった場合については、状況に応じ個別に対応を判断することとなります。</p>
質問 4	<p>リスク負担について（山形県管理運営業務仕様書 I 第 7）</p> <p>指定管理料の上限額が毎年度同額となっていますが、作業員及び事務職員賃金のベースアップに伴う経費の増加も「7. リスク負担」における「物価変動等」として県との協議事項となると承知してよろしいかご教示を願います。</p>
回答	<p>増加の程度や運営状況などを踏まえ、個別に判断を行います。</p>
質問 5	<p>指定管理料の精算について（山形県管理運営業務仕様書 I 第 10(2)）</p> <p>小規模な修繕に係る収支計画の「年間修繕費の額を上回る場合には、県と協議すること」とされていますが、利用者の利便・安全確保のために急を要する修繕箇所について、所要の予算措置の上、適時に修繕経費の増額をいただき遅滞なく修繕対応を行うことができるものと承知してよろしいか伺います。この場合、具体的な手続や条件についてご教示いただける内容があれば併せてご教示ください。</p>
回答	<p>施設の損傷の程度や運営状況などを踏まえ、個別に判断を行います。</p>
質問 6	<p>AED の設置について（山形県管理運営業務仕様書別添 1-2）</p> <p>この度の管理業務仕様一覧には、AED について記載がありませんが、その配備については、いかが取り扱うべきこととなるのかご教示願います。</p>
回答	<p>AED の設置について、以下のとおり仕様書に追加します。</p> <p>○AED（自動体外式除細動器）の設置・点検</p> <p>AED 設置場所を施設利用者にもわかりやすく案内表示し、日常点検として点検記録簿に記録し、常時使用可能な状態を維持する。</p> <p>また、施設内で勤務する職員に対し、定期的に消防署や関係団体等が実施する講習を受講するなど、AED の使用方法及び救命救急法等の知識や技能の習得に努める。</p>
質問 7	<p>「山形県県民の森管理業務明細（1 年分）」について（別紙 2）</p> <p>1 施設管理の作業員賃金の 4 人及び 3 事務費の事務職員賃金の管理人等 3 人と人数指定されていますが、その根拠と設計金額上の「職種」区分（普通作業員など）についてご教示願います。</p>

	<p>また、項目の中に（現場の管理人等以外の）指定管理業務の進行管理・県との調整等に係る人件費は示されていませんが、その理由についてご教示願うとともに応募に係る収支計画にそれを計上することは差し支えないか併せてご教示ください。</p>
回答	<p>別紙2については、参考資料であり、人数を指定するものではありません。</p> <p>また、収支計画に計上することは差し支えありません。</p>